

# なぜ日本基督教連盟は教会合同運動の担い手となり得たか

— 海老沢亮の理論を中心に —

## Why the National Christian Council of Japan is to be a Carrier of Church Union Movement?

: Focusing on the Theory of Akira Ebisawa

落 合 建 仁

Kenji OCHIAI

### 1. はじめに

#### 1.1. 教会合同運動の“契機”から“開始”へ

日本プロテスタント・キリスト教史上重要な出来事の一つとして記憶される日本基督教団成立（1941〔昭和16〕年）の経緯の全体像を把握する上で、その前段階にあたる「日本基督教連盟<sup>1)</sup>」（以下「連盟」は基本的に「日本基督教連盟」を示す）の教会合同運動の実際を精密に把握する必要があると筆者は考え、すでに拙論「日本基督教連盟における教会合同運動の契機—宣教師団体との関わりを手掛かりに—」（『金城学院大学論集人文科学編』第9巻第2号、2013年3月所収）において、連盟における教会合同運動が促進される“契機”が何であったかについて考察した。

その要点を記すと、1925〔大正14〕年8月に開催された第24回日本基督教ミッション同盟年会（The Twenty-fourth Annual Meeting of the Federation of Christian Missions in Japan, 以下「第24回年会」）における連盟に対する教会合同促進の決議が、これまで教会史家が想定し続けてきた、直前のカナダ合同教会成立（1925年6月）のインパクトによるものであったのみならず、聖公会を含んだ南インドにおける教会合同運動にこそ決定的な刺激を受け

た、日本キリスト教史上、従来その名前がほとんど知られていなかった聖公会宣教師ウォルトン（W. H. Murray Walton）の提案によって始まったものであることが新たに分かった。それが、連盟における教会合同運動が促進される“契機”であった。

この“契機”，すなわち第24回年会におけるウォルトンの提案から始まった決議に基づいて、「日本基督教ミッション同盟」（Federation of Christian Missions in Japan）は、連盟へ教会合同促進に関する申し入れを行う。その申し入れを受けた連盟は、同年10月8-9日に行われた第3回日本基督教連盟総会の決議<sup>2)</sup>に基づいて「教会合同機運促進委員会」を設置<sup>3)</sup>、そして1929〔昭和4〕年9月1日には「日本基督教諸派合同案<sup>4)</sup>」を発表するなど、その後の日本における実質的な教会合同運動の担い手となっていく。

#### 1.2. 本来連盟には教会合同の機能は無い

以上のように、第24回年会におけるウォルトンに端を発した決議が、その後、連盟をして教会合同運動促進へと向かわせる“契機”となり、教会合同に向けた動きはいよいよ連盟内で動き出すのであるが、ここで新たに解

決しておかなければならない、一疑問点に我々は直面することになる。

それは、連盟が元々有しているはずの機能そのものに関してである。連盟の機能に関しては「日本基督教連盟憲法<sup>5)</sup>」の第三条「目的及職能」、その第一項で「[本会の目的は]日本における基督教諸団体の親和協同を図り全世界の基督教会と一体の実を挙ぐる事」とあるが、第五項では「本会は教会の信条及政治の諸問題に触るゝ権能を有する者に非ず又其決議は強制的なるものにあらず」とあるように、教会合同運動においては必ず信条や職制などの問題を避けては通れないという現実にあつて、連盟は連盟憲法上、本来的には教会合同運動の担い手としての役割を果たすことが出来ない組織体のはずだからである<sup>6)</sup>。

かつて、連盟創立大会(1923〔大正12〕年11月13日)に日本基督教会の代議員の一人として出席していた植村正久も、『基督教連盟』の創刊号(1924〔大正13〕年3月10日)の記事において、連盟の機能について次のように語っている。

日本基督教連盟は其のすべての計  (判読不能)  
及び施設に於て、基督教の現存諸教派の  
成立や發達を防ぐことなき様用心されね  
ばなるまい。例すれば教会合同などを漫  
然企つる如きこなからんを望む。何所ま  
でも連盟の意味を貫徹せられたいもので  
ある。基督教連盟と謂ふ機関をして、教  
会合同の機関に利用せしめてはならぬ<sup>7)</sup>。

同旨は他の機会に私的な会話の中でも述べられており<sup>8)</sup>、植村正久は連盟が教会合同運動を展開することを期待したのではなく、むしろそのような役割を果たそうとすることを一貫して警戒するのであった<sup>9)</sup>。こうした意見の背景もあり、連盟は成立以来、教会合同

に関しては、『基督教連盟』が、間もなく成立しようとしているカナダ合同教会の様子を報じたことがある程度で<sup>10)</sup>、連盟自体が教会合同運動を促進するような動きは、1925〔大正14〕年の夏を迎えるまで微塵も無かった。

また、教会合同機運促進委員会を設置する第3回連盟総会も、その“印象”について記された文章によれば、出席者中に、教会合同運動に出来るだけ早く取り組みたいと願っている者がいる一方、変化を恐れ、連盟はそのような運動を起こす場では無いと主張している者もおり<sup>11)</sup>、総じて日本の諸教会は教会合同に熱心であるようには思われないう様子であったと言う<sup>12)</sup>。

それでは、なぜ、そのような本来教会合同運動の機能を有さないはずの連盟が、日本基督教ミッション同盟からの申し入れがあつたとは言え、第3回連盟総会において教会合同機運促進委員会を設置することが出来、引き続きその後も教会合同運動の担い手と成り得たのか。それを可能とし、促した出来事、そして背景とは何であつたのか。

現存している記録からは、このことに関しての第3回連盟総会でなされた詳細な議論は分からない<sup>13)</sup>。そもそも連盟そのものを対象とした研究が少ない中であつて、これまで、連盟が教会合同運動を促進する組織体であるということについては疑いようのない前提であるという理解からか、この点について検討をした先行研究は無かつた。しかし、連盟をして、教会合同運動の促進を可能とする組織体へ向かわせる何かを知ることは、日本における教会合同運動の本質が何であるかを知る上でも重要と思われる。よつて本稿は、以上の疑問点を、可能な限り明らかにすることにある。

## 2. 日本人教職者側からの教会合同への期待

### 2.1. 海老沢亮の存在

さて、前述したように、ウォルトンの思いが結実した第24回年会の決議を受け、連盟は教会合同運動を促進していくことになるが、ほぼ同時期に、日本における教会合同を高唱し始めた一日本人教職者がいた。カナダ合同教会成立の前年、「第二回総会〔第2回日本基督教連盟総会。1924〔大正13〕年10月7-8日〕以来ずっと組合教会の代議員として連盟に関係し、内外の情勢に明る<sup>14)</sup>」かった、日本組合基督教会牧師の海老沢亮<sup>あきら</sup>（1883-1959）<sup>15)</sup>である。

海老沢亮は、カナダ合同教会成立の知らせを聞いた比較的直後、『基督教世界』紙上で、「合同の機運を招徠せよ」と題して巻頭言を寄せている。そこには、三派合同によるカナダ合同教会の成立は「基督教史上に於ける近來の一快挙」であり、「吾人は其の感化の甚大なるものあるべきを期待」し、「吾人は我が邦同胞教化の大局より観て更に調査研究を重ね合同の機運を促進する為に各派有志の努力を希望して己まぬ者である」と、教会合同機運促進がいよいよ必要であることが述べられている<sup>16)</sup>。

海老沢亮は、この時から30年間以上も後のことであるが、その著書『日本キリスト教百年史』（1959年）の中でも、カナダにおける教会合同の実現は「これはまさにキリスト教史上の一大快挙」であり、カナダ合同教会が成立した「その年の秋カナダ合同教会を訪問した海老沢亮は、つぶさに合同後の教会情勢を視察して帰り、その報告とともに教会合同に関する私見を発表した<sup>17)</sup>」と力を込めて記している。

ここで海老沢亮が「私見」と呼んでいるものが、1925〔大正14〕年10月から11月にかけて『基督教世界』紙上で連載をし<sup>18)</sup>、海老沢

亮著『教会合同問題に関する私見』（京都基督教会内紫明社、1925〔大正14〕年12月5日発行。同志社大学図書館蔵。以下、『私見』）という小冊子としてまとめたものである。この小冊子には、先ほどの『基督教世界』巻頭言「合同の気運を招徠せよ」が「序にかへて」として転載され、海老沢亮自身の、教会合同に関する私見が述べられていく。

### 2.2. 海老沢亮の教会合同案

#### 2.2.1. 『教会合同問題に関する私見』

海老沢亮の教会合同に対する考えは『私見』に明らかであり、その後、連盟における教会合同運動をリードする海老沢亮の姿勢の基本線を把握する上でも、その内容を知ることが重要である。そして何よりも、そこに、連盟が教会合同促進の担い手となることを可能とする鍵が含まれている。以下、全体で20頁程度からなる『私見』を、まず目次を記した後、その概要を、理解の助けとなるよう、筆者の判断で便宜上4つに大きく区切り、それぞれに小見出しを付した形で記していきたい<sup>19)</sup>。  
〔目次〕

一、教派分立の素因、二、合同機運の促進、三、英米に於ける合同の気運、四、教会合同の利害、五、教会合同の障碍、六、実際問題としての暗示、七、基督教連盟の使命、八、同志の提携を要望す。

#### 2.2.2. (1)現状の認識

〔概要〕

まず、教会の「合同は基督教本来の面目を発揮する最善の途であつて、教派分立の如きは如何なる理由の挙げらるゝにしても決して神意を全うする所以のものでない<sup>20)</sup>」というのが、海老沢亮の基本的立場と現状認識である。そして、現在、教派に属している者も、その多くは親や友人がその教派の信者であつ

たように、「環境の結果一宗派に属した迄である」と看破する。海老沢亮にとって、日本における教派の意義の評価はかなり低い。

それから海老沢亮は「一、教派分立の素因」として次の三つをあげる。一つは「(イ) 人間性の弱点」であり、コリントの教会において「我はパウロ、我はアポロ」と党を結び、東西教会、新旧両教会に分裂したのも、「種々他の原因はあるにしても」、要するに「異教的精神」がそのような分裂を招いたと分析する。二つ目は「自然科学の余弊」であり、「進化論」等が「適者生存、弱肉強食」の思想を生み、その競争主義が教会に持ち込まれ「分派の弊を極端に發揮せしめ」たと言う<sup>21)</sup>。そして三つ目は、「(ハ) 英雄崇拜の遺物」であり、人々が宗教界の偉人に帰依することによって、一宗一派の観を呈するに至った、というものである。

次の「二、合同機運の促進」において海老沢亮は、そのような歴史を振り返りつつも、それでも合同の機運は動いていたと分析する。まず、「(イ) 封建制度の打破」と共に、「各国民民族皆大なる組織の中に生くべき思想を形成せられた」と言い、次に「(ロ) 世界大戦の影響」として、大戦以来、人類の思想様式が競争主義より兄弟主義へと移行し、各方面において連盟という組織が成立してきたことを述べる。そして、キリスト教界も連盟の成立が現実のものとなり、「斯かる趨勢に油を注いだ近因はカナダに於ける長老、メソヂスト、組合、三派の合同実現である」と述べる。なお、ここで海老沢亮が南インド合同教会及び南インドにおける教会合同運動について一切触れていないことは興味深い。「三英米に於ける合同の機運」において、海老沢亮は、現時点において英米各地で見られる、いくつかの教会合同運動の実際を簡単に述べる。

### 2.2.3. (2) 合同の必要性

「四 教会合同の利害」では、「【イ】 大同団結の勢力」として、教派の分立は「過去の時代には蓋し必要な過程であつたけれども今は既に其弊に悩んで」おり、「其勢力を滅殺」してきたのを取り去られなければならない。そして「【ロ】 地方教区の整理」として、一地方の小さな一町村に複数の教派教会が競争しては、いずれの教派の教会も十分な発展が出来ない。連盟組織は協定によってそれを整理することも出来るが、「尚種々困難なる事情多く、合同によつて後始めて解決せらるべき事である」と述べる。続いて、各派が重複して伝道している町の一覧を記し（愛知県の8教派10教会を例としてあげる）、「斯る競争主義に立てる結果は人物及資金に於て二重三重の重複を来し、基督教全般より見れば、人と金との濫費たる事が多い、小町村に於ては所謂コミュニテイ・チャーチとして、一つの教会を盛り立て、往けば、村落にも自立の教会が得らるゝに至り、更に広く伝道の陣を張る事が出来やう」。都会における場合も、特有の提案を述べている。また、「近来青年教役者が、小教会に於て全責任を負ふて苦辛焦慮せるの結果、ほとんど労れを覚え来つて、或は大教会の伝道師たるか、否らざれば教育界か社会事業に逃れ去らんとする傾向の著しいのは確に此組織制度の欠陥より来る犠牲であるといへやう」と述べる。教職者の疲弊の問題は、今も昔も変わらないようである。

### 2.2.4. (3) 合同実現への方法

以上、合同の必要性を種々の観点より述べてから、「其の実現の為には如何なる困難が横はつて居るか」を、「五 教会合同の障碍」として、5つの実際問題を見て行く。「(一) 教理及聖書の見解の相違」は、「之は恐らく障碍の最大なるもの」であるが、しかし「全

体基督の精神は寛容」にこそあると述べる。そしてカナダ合同教会の例を引き合いに出し、「加奈陀に於ける如く基督教の大綱に於て共同の信仰告白をなし得れば、其解説敷衍に於ては夫々の立場を尊重すべきである」と述べる。「(二)教会政治の様式に関する相違」については、「例令ばデモグラシーの米国に却て多くの官僚式」を見出すように、時代と共に「メソヂスト〔、〕聖公会、長老教会が民衆化し来ると同時に、従来民主主義を誇った会衆教会（組合）に於ても事務の運用上は寧ろ中央集権の傾向を生じ来れるを見て」、内容において両者が接近しているように、「落つく処は中庸の立場であつて、両面に満ちた政治様式は自ら見出されねばならぬ」と述べる。「(三)儀式典礼の方式に関する相違」は、これは個々の地方教会に自由に委ねられ、考えられる問題として、転入会等の場合があるが、「各々他の信仰を尊重する合同の精神だに成り立たば、其困難も亦解決を見るであらう」と述べる。「(四)外国ミッションとの関係」では、日本の伝道は、ミッションの援助にいつまでも頼り続けるのではなく、日本人の自治に委ねられる段階にあり、「外国ミッションとの関係は自然合同の上に何等の支障も感ぜぬやうになるべきものと期待せらるゝ」。そして、第24回年会における教会合同促進を希望する決議の一文を引用する<sup>22)</sup>。「(五)宗派的の籠城主義」では、最初に横浜や神戸に組織された教会は宗派を冠するものではなかったが、「遂に自然宗派的に固形するに至つたのは誠に遺憾な事」であり、一致・組合教会の合同運動が「物別れ」となった事は、「一先輩<sup>23)</sup>の反対の為と聞いて余は之を組合派の史上に印した一汚辱と思う者である」と述べるが、「近年に於て各派を通じ少壮教役者の間には著しく超教派的の理想が輝いて来た」のであり、「故に此の問題〔宗派

的の籠城主義〕も亦漸次合同の準備に向つて支障を減じつゝあるものと見做す事が出来やう」と述べる。

「六実際問題としての暗示」では、教会合同の実現までどれくらいの期間が必要かは分からないが、その理想の実現の為に、機運促進を図る上での実際問題を触れていく。かつての一致・組合教会合併の際の、基礎的精神のもとであれば<sup>24)</sup>、「孰れの教派も大なる困難なくして合同し得べしと思はれ」、「今後も大体に於て合同の基礎的条件としては矢張り此種のものに立つべきであると信じる」と述べる。その上で「(一)合同せんとする各派全部の合議に俟つべき事」として、札幌独立基督教会や門司合同教会の場合を鑑みて、「余は今後企てらるべき合同が単に局部的地方的であつては大なる意義をなさぬものとなし、各派の合議による全国的合同を必要と信じる」と述べる。「(二)箇々の教会の解体を急ぐべからざる事」、これは、都市部にある教会が皆、地方における場合と同じように必ずしも一個の教会となる必要はないことを言っている。「(三)徐々と教育的に機運を作るべき事」では、カナダの場合でも合同教会の成立まで20年間以上の期間を要したのであり、急いではならないこと、そして、「[(三)の] (一)日曜学校教育により超宗派的の教育を施し、漸次将来の基督者をして所謂宗派根性を有せぬ者とし養成する事」<sup>25)</sup>、「[(三)の] (二)神学校を合同する事に努力し、同じ畠より生産さるゝ教役者によつて自然事実上の合同が成立する事を予期し得るであらう」こと、「[(三)の] (三)各派出版機関の合同を策する事」、「[(三)の] (四)合同の精神的基礎は基督中心たる事」では、イエスがヨハネによる福音書の中で「一つとなるため」と繰り返し語られたことを述べ、また、エフェソの信徒への手紙第4章5節をひき、

キリストにおいて一つとなる「寛容の精神」を求めている。「[(三)の] (五) 合同運動に対する心的態度を定め其精神を養う事」では、「形式的に接近するに先だち根本的の要求は基督に於ける兄弟主義の正しき心的態度を養ふ事である」と述べる。「[(三)の] (六) 組織の相似点を基礎として漸次接近し遂に合同を実現すべき事」では、全ての教派が同時に合同することは困難であるが、「少々相似たる点に於て益々接近するやう相互間に斡旋を試むべきは最も捷徑」であると述べる。

#### 2.2.5. (4)連盟の使命と呼びかけ

『私見』も後半部分に入って「七 基督教連盟の使命」では、「各教派間に立つて其接近を斡旋し、神国発展の為め為し得べき範囲に於て教会合同の機運を促進せしむべきは、当に基督教連盟の如き機関の前に提供されたる新使命であらねばならぬ」と述べる。その上で、連盟憲法の規定に抵触するのでは、との読者の感想を予想し、こう続ける。「素より連盟夫自身は憲法の規定に従ひ、各教会の信条又は政治に干与すべきではない、けれども教会合同に関する調査をなし斡旋を試むる事は、何等内政干渉を意味しない。何となれば合同に由つて各教会の政治様式に変化を来す事あるとも、之は連盟の行為でなくして、ぜんぜん当該教会自体の問題たるべきものであつて、自ら生れ出でんとする機運に際し、単に助産婦の任務を果すだけである」。

最後に、「八 同志の提携を要望す」で、連盟が積極的行動に出るにはなおも「一般輿論の喚起が緊要」であり、そのために、「各教会内の同志が相提携して、縦令ば『教会合同同期同盟会』の如きを組織し、夫々の教派内に此精神を鼓吹し、機運を促進せしむる事が有効」であり、「如何に宗派に執着する感情が今尚信者の心を捉へ居るにしても、世界

の大勢は之を阻止する事が出来ない」ことを述べて筆を置く。

### 3. 連盟が合同運動の担い手となり得た理由

#### 3.1. 海老沢亮の理論

以上、『私見』から分かることは、海老沢亮が日本における合同教会の将来像を、非常に具体的かつ緻密に描いていたということである。そこには、複数教派の同一地域における重複した伝道が、日本の教会と教職者の疲弊を生じさせている、という現実認識がある。この、伝道の力を同地域で一本化するという発想そのものは、カナダにおける教会合同の必要性の理由<sup>26)</sup>に通じるものがある。

ただ、日本の教会の現状を抜きにした場合の海老沢亮が、歴史的教会としての教派にどれほどの理解があったかは分からないが、『私見』に見られる限りでは、教派への評価そのものは総じて低いように見受けられ、教会合同を進めるにあたって重要なのは「寛容」の精神であると述べられる。よって、海老沢亮が描く将来の合同教会の職制についての認識も、紙幅が限られていたであろう『基督教世界』の連載における私見であったとは言え、『基督教大辞典』の言葉を引用する程度で説明を終える点などからは、やや楽観的過ぎるくらいは免れないであろう<sup>27)</sup>。なお、これら将来の合同教会像と、実際に、それから16年後に成立する日本基督教団と比較・検討することもまた興味深い。他に付言すれば、「日本基督公会」を理想として立ち返るといふ歴史認識がほとんど見られないことも見逃せない。

さて、我々の本稿での関心は、連盟が、なぜ教会合同運動（海老沢亮の言葉では「機運」）を促進する担い手と成り得たか、という問いであった。その問いに対しては、海老沢亮が『私見』において、「日本基督教連盟

憲法」における規定上の限界を認識した上で、連盟は「教会合同の機運を促進」し、「教会合同に関する調査と斡旋」する「助産婦の任務」に過ぎないのであって（他に、「媒介者の任務」「洗礼者ヨハネの使命」「同情ある親」とも記す）、あくまで教会合同の主体は各教会であると述べたように<sup>28)</sup>、連盟は、教会合同運動の主体となるものではないが、教会合同に関する「調査と斡旋」と言った機運の促進は可能であるという、ややテクニカルな新しい論理とそれを編み出した海老沢亮の存在が大きいと考えられる、と答えることが出来るであろう。

### 3.2. もう一つの背景—宗教界の重鎮の存在

それでは、次に、なぜこの時期からであったのか。すでに見てきたように、直前のカナダ合同教会の成立と、第24回年会における決議の存在が決定的であることは確実であるが、実はもう一つの隠された、思わぬ契機があったと思われる。それは、海老沢亮が『私見』上で次の言葉を述べていたことからうかがい知ることが出来る。

連盟が斡旋の務めにさへ全然触れ得ないものとするのは、詭弁でなければ儀文に執らざれたる者の論である……曾て連盟成立の当初に一先輩は、『連盟が合同の事などに触れたならそれは失敗である』といふやうな事を述べられたと記憶するが、蓋し或人々は同じ先入の偏見に支配されてある。今は其頭脳を転換すべき時である。

ここで海老沢亮は暗に「連盟成立の当初」の「一先輩」を批判しているわけであるが、この「一先輩」こそは、連盟創立大会に日本基督教会の代議員の一人として出席し、『基

督教連盟』の創刊号（1924〔大正13〕年3月10日）に、連盟が教会合同の機関となることを警告する記事を寄せていた、あの植村正久に他ならない。

もちろん、日本キリスト教界において、海老沢亮（1883-1959）から見た植村正久（1858-1925）は海老沢の先輩にあたるわけであるが、『基督教世界』紙上に「合同の気運を招徠せよ」が掲載されたのが1925〔大正14〕年8月13日、同じく、「教会合同問題に関する私見」の連載が始まったのは10月15日以降であり（『私見』の発行は12月5日）、植村正久がその年の1月8日に死去してから半年後のことなのである<sup>29)</sup>。

この出来事を背景としているのであろう、海老沢亮は『私見』上で、また次のようにも述べている。「又一二先輩者に依つて率られてきた教界は今や其時代を過ぎて大なる組織制度によつて、動くようになった<sup>30)</sup>」。「宗教界の重鎮<sup>31)</sup>」植村正久の死をもって、一つのストッパーがはずれた<sup>32)</sup>。そして、海老沢亮の意向が表面化し、いよいよ連盟が“調査と斡旋”という教会合同運動を担うことの出来る素地が出来上がった。この後、海老沢亮は1927〔昭和2〕年の第5回連盟総会において、小崎弘道が常議員会長に就任すると同時に、宮崎小八郎の後任として総幹事に就任する。その後、「小崎弘道会長と海老沢亮総幹事の『コンビ』によって、教会合同運動は急速に前進する<sup>33)</sup>」ことになる。

### 4. おわりに

以上、本来、教会合同運動を担う機能を持たない連盟が、その担い手と成り得た理由は、第一に、カナダ合同教会成立の影響を受け、日本の教会の現状に憂えていた海老沢亮による、連盟はあくまで「媒介者の任務」であるという新たな理論構築があったこと、加えて

第二に、連盟が教会合同の機関となることに反対していた植村正久の死去という背景がさらなる追い風になったと思われることである。これまであまり注目を浴びてこなかった1925〔大正14〕年の、教会合同運動促進開始時の状況であるが<sup>34)</sup>、如上のように内外における全ての時機が交差した時であり、まさにこの時から教会合同運動の促進が連盟で始まったことは、唯一無二の歴史的出来事であったと言える。

また、海老沢亮は、「一二先輩者に依つて率られてきた教界は今や其時代を過ぎて大なる組織制度によつて、動くようになつた<sup>35)</sup>」と、日本のキリスト教界はもはや個人の力によって率いられ、動く時代では無くなったと記したが、教会合同運動促進の開始の契機は、ウォルトンと海老沢亮という、極めて個人的な熱意から促されたものであったことも見逃せない。

さて、その後、連盟においては聖公会を含んだ教会合同運動が展開されていくことになるが、その展開と、遂に成立する日本基督教団の内実は、ウォルトンや海老沢亮が当初構想していたものとは相当異なったものとなっていく<sup>36)</sup>。その理由として筆者は、教会合同運動促進開始時点におけるウォルトンはもちろん、海老沢亮にも信条・職制等についての精密な議論と実際の提案がほとんど無かったことから分かるように、その後の教会合同運動を通して、どこまで日本の教会が信仰職制の問題についての重要性を見極め、誠実でありえたかが、大いに関係していると考えている。

よって引き続き、連盟がその後、(個人としてではなく)組織体として具体的にどのような「教会合同に関する調査と斡旋」を実施し、そして、信仰職制の問題と取り組んでいったのかについて、なおも精密な検討が求めら

れる。

## 注

- 1) 日本基督教連盟は1923〔大正12〕年11月に創立された、日本のプロテスタント諸教派諸団体及びミッション団体の連絡協調を図った機関。日本基督教連盟については、土肥昭夫「一九三〇年代のプロテスタント・キリスト教界(1)」(同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会『キリスト教社会問題研究』第25号, 1976年所収)、東海林勤「日本基督教連盟」(日本キリスト教歴史大事典編集委員会編『日本キリスト教歴史大事典』教文館, 1988年, 1048頁)、寺崎暹「『基督教連盟』『連盟時報』」(同志社大学人文科学研究所編『近代天皇制とキリスト教』人文書院, 1996年所収)、同「日本基督教連盟」(同志社大学人文科学研究所編『日本プロテスタント諸教派史の研究』教文館, 1997年所収)、土肥昭夫「天皇制狂奔期を生きたキリスト教—日本基督教連盟を中心として—」(富坂キリスト教センター編『十五年戦争期の天皇制とキリスト教』新教出版社, 2007年所収)等を参照。
- 2) 『基督教連盟』第20号, 1925〔大正14〕年11月1日及び、「Third Annual Meeting of the National Christian Council of Japan' in *The Japan Evangelist* (Vol. XXXIII, November 1925), p. 355.
- 3) 『基督教連盟』第23号, 1926〔大正15〕年1月27日。
- 4) 日本基督教連盟内合同調査委員『日本基督教諸派合同基礎案』1929〔昭和4〕年9月, 6頁(東京神学大学図書館蔵)。
- 5) 日本基督教連盟編『日本基督教連盟創立大会記録』1923〔大正12〕年, 11頁。連盟憲法については、日本基督教団宣教研究所編纂『日本基督教団史資料集 第1巻』日本基督教団出版局, 1997年, 165-167頁も参照。
- 6) 宮崎小八郎「基督教連盟の一年」(『基督教世界』第2142号, 1925〔大正14〕年1月1日)には、「日本基督教連盟創立以来既に一年余、その間何を為し、そして、「新年に於て何を為さんとするか」が述べられ、連盟はその時点で、どのような役割をすでに為し、またこれから為そうとしているかを簡潔に知ることが出来るが、そこに、教会合同に関することは一言も触れられていない。なお、教会合同の熱意のうちに「福



- 音同盟会」から改組された「日本基督教会同盟」が、1923〔大正12〕年に、必ずしも教会合同運動を担うことを期待されて創立されたのではない、これまでとは性格の幾分異なった「日本基督教連盟」へと移行した経緯の詳細な跡付けについては、別稿を期したい。
- 7) 『基督教連盟』第1号、1924〔大正13〕年3月10日。なお、その後の『基督教連盟』誌上において、植村正久の目立った発言は見られない。
- 8) 『福音新報』第2324号（1940〔昭和15〕年10月3日）の訪問記「武藤健氏に教派合同論を訊く」の中にも次の一節がある。「今から十八年程前、私がシカゴにゐた時、植村正久先生がこられて、話し合った事があるのです。その席には組合教会の田崎健作さんも居られました。植村先生が教会合同は出来ないと言はれるのです。田崎さんが、連盟は合同のステップではありませんかと問ひ返すと、先生があれは駄目だよ、あれは合同させないための安全弁だよと答へてみましたよ。ハハハ……」。文中「十八年程前」とは、植村正久が第3回外遊として、アメリカ、カナダ及びスコットランドを訪問した1922〔大正11〕年のことを指すのであろう（青芳勝久『植村正久伝』教文館出版部、1935〔昭和10〕年、451頁）。また、1922〔大正11〕年6月7日附、シカゴ発、植村正久の植村季野宛書簡（「ダツチ・リフホルムド教会の大会に出席の予定」と記されている）が残されていることから（『植村全集 第八巻』植村全集刊行会、1934〔昭和9〕年、265-266頁）、武藤健と上記会話を交わし合ったのは、この前後のことであろう。
- 9) なぜ、植村正久が反対したかであるが、植村の合同論はたとえば次の一文などによく表れている。「凡そナザレの耶蘇を活ける神の独り子基督なりと信じ、其の十字架上の完全なる贖ひに信頼し、之に神事し之を礼拝し、絶対的に之に服従し、現在にも永久にも総てを之に托し、総てを之に献ぐるの根本的信仰に於て一致するものならば、日本基督教会の最多数は何れの団体とも喜んで合同を商議するならん予期せられて差支へなかるべし」（「教会合同の声」、『福音新報』第800号、1910〔明治43〕年10月27日）。教会合同そのものには賛成であるが、実際問題、この「根本的信仰に於て一致」出来ない状況があること、そして、それを調整する権能を有しない連盟という組織は、植村にとって、「教会合同の機関」と見なすことは出来ないものであった。
- 10) 「教会合同」、『基督教連盟』第15号（1925〔大正14〕年5月14日）。
- 11) M. Kozaki, "Impression of the Third Annual Meeting of the National Christian Council of Japan" in *The Japan Evangelist* (Vol. XXXIII, November 1925), p. 344. ここで小崎弘道はまた、連盟は教会合同運動を起こす場では無いという立場に対して不満を表明している。
- 12) L. C. M. Smythe, "Impression of the Third Annual Meeting of the National Christian Council of Japan" in *The Japan Evangelist* (Vol. XXXIII, November 1925), p. 345. なお、Smythe, Rev. Langdon Cheves McCordは米国南長老派教会宣教師、当時、私立金城女学校主。
- 13) 注2と同じ。
- 14) 都田恒太郎、『日本キリスト教合同史稿』教文館、1967年、83頁。第2回連盟総会の出席者一覧は『大正十四年日本基督教年鑑』（日本基督教連盟、1924〔大正13〕年12月8日発行）76頁を参照。なお、『日本基督教連盟創立大会記録』（1頁）の、創立大会出席代議員名簿に海老沢亮の名前は無いが、『基督教世界』（第2086号、1923〔大正12〕年11月22日）の記事「日本基督教連盟成る」には、「創立大会に我が組合教会を代表したるは小崎〔、〕今泉、平田、渡瀬、野口、湯浅、額賀、海老沢の八氏」とあり、実際に海老沢亮がいつから連盟に関わり出したかは、確かなことは分からない。
- 15) 水戸藩士海老沢知成の3男として茨城県に生まれる。札幌農学校で学び、新渡戸稲造と婦人宣教師ドーデー（Daughaday, Adelaide, M.）の感化により、札幌組合教会で1900〔明治33〕年に田中兎毛から受洗。日露戦争従軍後、同志社神学校に入学。卒業後は尼崎、大阪梅田、札幌、京都の諸教会を歴任した。1928〔昭和3〕年に連盟総幹事となり、1930〔昭和5〕年からは神の国運動中央委員会幹事を兼任。1939〔昭和14〕年に自宅を開放して江古田教会を創立、1941〔昭和16〕年の日本基督教団成立にあたっては同出版局長と東亜局長を兼任。戦後、1948年に日本基督教協議会（NCC）初代総幹事に就

- 任。以上、「海老沢亮略伝」(海老沢宣道編『海老沢亮説教集『神と人』緑水社発行、1966年、5-8頁)を参照。
- 16)「合同の機運を招徠せよ」、『基督教世界』第2173号(1925〔大正14〕年8月13日)。この記事には「緑水生」という署名があり、執筆者の本名が分からないことになっているが、後にこの記事が、後述する海老沢亮『教会合同問題に関する私見』(京都基督教会内紫明社、1925〔大正14〕年12月5日発行)の「序にかへて」として、これが他の執筆者によるものであれば当然あるべき、その執筆者への断わりもなく転載され、全体をして「著者 海老沢 亮」(22頁)と記されていることから、また、後述する海老沢亮の私見の論調とも同じであり、海老沢亮の筆になるものと見て間違いなideあろう。
- 17) 海老沢亮『日本キリスト教百年史』日本基督教団出版部、1959年、222頁。なお、『日本キリスト教百年史』の執筆の経過について、日本基督教協議会文書事業部伝道文書委員会「序」(『日本キリスト教百年史』、7-8頁)によると、海老沢亮が「病軀にむちうちつつ筆を進め、昨一九五八年春に一応書き上げることができた」が、「病もまた進んできたために、十分に推敲することができ」ず、海老沢亮が死去した後に出版されたものであるという。しかしまた、海老沢有道は「裏話を申しますと、実はあれ父〔海老沢亮〕が病気なので私が書いたんですよ。それで父なら間違わないことを間違えてしまっただね(笑)」とも述べられている(海老沢有道、大内三郎「[対談]『日本キリスト教史』を語る」、キリスト教出版販売協会編『興文』財団法人キリスト教文書センター発行、1970年10月号、9頁)。よって、「これはまさにキリスト教史上の一大快挙」といった主観的表現と、「海老沢亮は、つぶさに合同後の教会情勢を視察して帰った」という客観的表現の、どこからどこまでが海老沢亮自身の筆によるものかは分からない面があるが、ここではいずれも書かれた通りの内容として受け止めることとする。なお、「その年〔1925年〕の秋カナダ合同教会を訪問した海老沢亮は、つぶさに合同後の教会情勢を視察して帰り、その報告とともに教会合同に関する私見を発表した」とのことであるが、そうすると、『基督教世界』第2182号(1925〔大正14〕年10月15日)紙上で「私見」を発表するまでの間に、海老沢亮はカナダを訪問したことになるが、『基督教世界』紙上の「個人消息」からは、カナダ訪問の事実は浮かび上がってこない(たとえば、この期間の消息については、以下の通り。「○海老沢亮氏(京都教会牧師)／本月末東北学院神学部にて於ける夏期神学校にて講演の後、北海道へ旅行せらるゝ由」〔第2169号、1925〔大正14〕年7月16日〕、「○海老沢亮氏(京都教会牧師)／北海道にて於ける諸教会応援を了り来る〔10月〕十五日帰洛せらるゝ筈」〔第2173号、10月15日〕)。よって、『日本キリスト教百年史』の記述はもしかすると、4年後の1929〔昭和4〕年に、海老沢亮が「今夏北米出張の序を以て合同の魁となし、凡てにて於て範となすべき加奈陀合同教会の現状を調査するの目的を以てカナダの三都市を訪」ね(『連盟時報』第65号、1929〔昭和4〕年9月19日)、『連盟時報』紙上で2号(第65、66号)に渡って「加奈陀合同教会の現況」と題して報告した際のことと混同してしまった、あるいは、海老沢有道が執筆に際して、「父なら間違わないことを間違えてしまっただ、という箇所であったのかもしれない。
- 18) 海老沢亮「教会合同問題に関する私見」、『基督教世界』第2182号(1925〔大正14〕年10月15日)、第2183号(10月24日)、第2184号(10月29日)、第2185号(11月5日)、第2186号(11月12日)。
- 19) 海老沢亮『教会合同問題に関する私見』は、井上東吉編集兼発行人『教派合同に関する参考資料』(東京基督教青年会内基督教各派合同促進会発行、1931〔昭和6〕年)、63-90頁にも再録されている。しかし、それには「左は大正十四年度に出版したる小冊子の梗概を其儘印刷に付したものである」(63頁)との説明が付されているが、海老沢亮『教会合同問題に関する私見』の文章よりも一部、やや長くなっている部分がある(たとえば、「各教派間に立つて其接近を斡旋し、神国発展の爲め成し得べき……」〔『私見』、18頁。『基督教世界』第2186号、1925〔大正14〕年11月12日も同じ〕、「各教派間に立つて其接近を斡旋し、各教派間の協同奉仕機関として、苟も共通の利益の爲には何事によらず奉仕すべき連盟は、神国発展の爲め成し得べき……」〔『参考資料』86頁〕)。この両冊子の発行年の間に、海老沢亮が執筆したものとしては前

- 述の「加奈陀合同教会の現況」（『連盟時報』第65号、1929〔昭和4〕年9月19日、第66号、10月15日、『基督教各派合同促進会第二回報告』、11-25頁に再録）があるが、その影響関係については不明である。
- 20) 海老沢亮『教会合同問題に関する私見』、1頁。
- 21) ここでは自然科学における「進化論」が取り上げられているが、時代背景があるにせよ、教派分立の原因としてそれが取り上げられるのはやや唐突な感があるかもしれない。たぶん、次の年に出版される海老沢亮『進化と宗教』（厚生閣、1926〔大正15〕年）が、その著者「はしがき」（2頁）によれば、「本書は素と京都教会の講壇に於て、連続的に講述したもの、筆録」であり、著者が「宗教教育学の側より、進化説を如何に解し又如何に取扱ふて、現代の科学的教育を受けつゝある人々と共に、宗教的生命を發揮し得べきかを究めんとする微衷に他ならぬ」と述べているように、『私見』を書くにあたり、今し方思うところがあったのかもしれない。
- 22) 『基督教連盟』第19号（1925〔大正14〕年9月10日）。前掲拙論に決議文の引用あり。
- 23) 「一先輩」とは新島襄のことであろう（本井康博「新島襄の教派意識—一致教会との協調と確執—」、同志社大学人文科学研究部編『日本プロテスタント諸教派史の研究』教文館、1997年所収）。
- 24) 海老沢亮はここで、『基督教大辞典』より以下の文章を引用する（以下の引用自体は『私見』からではなく、原典の『基督教大辞典』より）。「各教会の内治は其の自由に委せ、部会は各教会の牧師及び代人を以て組織せられ、大会をば又部会よりも広き範囲の会議とし、総会は連合教会牧師及び代員にて組織せらるゝこととなり、又古より伝來せる信條告白は既往に有益にして今尚尊重すべしと雖も、必ずしも之を信ぜざるべからざるものに非ず、教役者たる者は使徒信經、ニカヤ信條及び福音同盟会の九箇條をば承認するを要すれども、他の信條及び問答をば其の大意を是認すれば可なりと宣言し、他の教派とも此の精神を以て合同の交渉に必ずべしと添へたり」（『日本基督教会』、高木壬太郎『基督教大辞典』警醒社書店、1911〔明治44〕年、997頁）。なお、この内容は、いわゆる「日本基督教
- 憲法草案」（1887〔明治20〕年。『植村正久と其の時代 第三卷』教文館、1938〔昭和13〕年、687-689頁）のことを指している。一致・組合両教会の合同運動については、土肥昭夫『日本プロテスタント教会の成立と展開』（日本基督教団出版局、1975年、56-96頁）と、木下裕也『旧日本基督教会試論』（新教出版社、2007年、特に169-174頁）を参照。
- 25) 日曜学校における教育が大切である、というこの視点は海老沢亮ならではと云える。なぜならば、海老沢亮は、「早くから宗教教育の重要性を認め、その研究書や日曜学校教案の著作出版と運動を展開した先駆者のひとり」だったからである（海老沢宣道「海老沢亮」、『日本キリスト教歴史大事典』、194頁）。『私見』を発表する1925年以前に、すでに『日曜学校諸問題』（1918〔大正7〕年）、『教会学校宗教々育史』（1922〔大正11〕年）や数多くの日曜学校の教案を執筆しており（海老沢有道編「海老沢亮著訳編書目録」〔海老沢宣道編、前掲書所収〕）、その後も、自ら日本宗教教育協会を興し、また長く日本日曜学校教会の理事を務めるなどした。そうしたことから、海老沢亮について、「宗教教育家、牧師」（傍点筆者）と紹介されることもある（平凡社教育産業センター『現代人名情報事典』平凡社、1987年）。
- 26) カナダにおける諸教会が合同へと向かった動機の一つに、諸教派教会が広大な国土（特に西部）に散在する信徒たちの求めに応えるほどの牧師を派遣し、教会設備を整えることが出来なかった点を挙げられることがある（内田政秀「カナダ合同教会の成立」、関西学院大学神学研究会『神学研究』第13号、1964年、121頁）。
- 27) もっとも、『基督教大辞典』に記された信条・職制の内容は先述したように、結局は不成立に終わる一致・組合両教会の合同運動の中で1887〔明治20〕年に作成された「日本基督教会憲法草案」であるが、この出来事もすでに1925〔大正14〕年時点の海老沢亮（42歳）から見た場合、35年以上も前の話となっており、海老沢亮が当時の困難な状況について切実さをもって感じた上で憲法草案を引用したのでは無いかのように見えることがあったとしても、仕方がない面があるかもしれない。筆者自身、たとえば、今から40年ほど前の出来事である日本基督教団の紛

- 争（いわゆる“教団紛争”）の全体像について  
 精確に理解できず、当時の混乱を実体験として  
 知る諸先輩方に比べて、意識や知識の面で非常  
 に大きな隔たりを感じさせられることもある。
- 28) 『私見』には、教会合同の主体について、「各  
 教派」「各教会」「各派教会」等の表現が見られ  
 るが、文脈上、海老沢亮はいずれもいわゆる“各  
 教派教会”のことを指していると考えて差し支  
 えなであろう。
- 29) 遡って、『基督教連盟』第15号（1925〔大正  
 14〕年5月15日）紙上で、創刊号以来、初めて  
 教会合同に関する話題（「教会合同」。間もなく  
 成立しようとしているカナダ合同教会の様子を  
 報じたもの）が掲載されたのも、直前の1月に  
 植村正久が死去したことによって可能となった  
 のかもしれない。
- 30) 『私見』、13頁。
- 31) T・W生「植村牧師を悼む」、『基督教世界』  
 第2143号（1925〔大正14〕1月15日）。
- 32) 植村正久の死去後、田村直臣が『我が見たる  
 植村正久と内村鑑三』（向山堂書房、1932〔昭  
 和7〕年）を執筆したこととも似ているかもし  
 れない。
- 33) 都田恒太郎、前掲書、83頁。
- 34) たとえば、有賀鉄太郎「一九二五年基督教界  
 に於ける三大事件」（京都同志社大学神学科内  
 基督教研究会『基督教研究』第3巻第2号、  
 1926〔大正15〕年3月所収）に触れていない  
 のはもちろんのこと、各教派の機関誌にも、  
 本稿で触れたもの以外には、ほとんど触れられ  
 ていない。また、カナダ合同教会の宣教師たち  
 によって著された、Missionaries of The United  
 Church of Canada in Japan, *Fruits of Christian Mis-  
 sions in Japan* (Toronto: The United Church Publish-  
 ing House, 1930) にも、1925年夏の年会自体につ  
 いては何も触れられていない。
- 35) 『私見』、13頁。
- 36) カナダにおいては、聖公会がいち早く教会合  
 同を呼びかけ、合同機運を高める貢献をした教  
 会であったが、ランベス会議（1888年）から歴  
 史的伝承による主教制を勧告されそこに留まっ  
 たため、結局、カナダ合同教会に加わることは  
 なかった（内田政秀、前掲論文、138-139頁）。  
 教会合同の発端は聖公会であったが、途中から  
 退き、合同に加わらなかったという点ではカナ  
 ダと日本（1941〔昭和16〕年に成立した際の日  
 本基督教団に日本聖公会は含まれていない）で  
 類似していると言えよう。なお、後の1943〔昭  
 和18〕年に日本聖公会の一部教会が教団への合  
 同に参加することになるが、この時の姿が、果  
 たしてウォルトンが思い描いていた合同教会の  
 ビジョンとどれほど似通い得たであろうか。